

(案)

第六次地域管理経営計画 第一次変更計画書

(十勝森林計画区)

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 11 年 3 月 31 日

第一次変更年月日：令和 7 年 3 月 日

北海道森林管理局

十勝森林計画区の第六次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

- 1 自然公園について、「日高山脈襟裳国定公園」の範囲が拡大され新たに「日高山脈襟裳十勝国立公園」に指定されたことから、機能類型を変更する。
- 2 森林整備の必要箇所の精査により、天然林の主伐及び間伐に係る伐採箇所及び更新箇所の追加のため、伐採総量及び更新総量を変更する。
- 3 ナラ枯れ被害について、令和 6 年 12 月 19 日に開催された「ナラ枯れ被害拡大防止対策会議」の結果から被害拡大防止に向けた対策を一層強化することが必要と判断し、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項を変更する。

本変更計画は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係…（ 8 ） 1

（4）主要事業の実施に関する事項

ア 伐採総量……………（ 12 ） 2

イ 更新総量……………（ 12 ） 2

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

（2）森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項……………（ 14 ） 4

注 1：（ ）書きは、十勝森林計画区の第六次地域管理経営計画書の頁である。

2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

3： 各表の数値の計は四捨五入のため、必ずしも一致しない。

【現行計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係

機能類型区分	面積 (ha)	機能類型の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分
山地災害防止 タイプ	45,760 (11%)	略	略
土砂流出・ 崩壊防備 エリア	45,747 (11%)		
気象害防備 エリア	略		
自然維持 タイプ	144,249 (34%)		
森林空間利用 タイプ	略		
快適環境形成 タイプ	略		
水源涵養 タイプ	略		
該当外	略		
国有林野面積計	略		

【変更計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型区分ごとの考え方及び公益的機能別施業森林との関係

機能類型区分	面積 (ha)	機能類型の考え方	公益的機能別施業森林の該当区分
山地災害防止 タイプ	<u>45,648</u> (<u>11%</u>)	略	略
土砂流出・ 崩壊防備 エリア	<u>45,635</u> (11%)		
気象害防備 エリア	略		
自然維持 タイプ	<u>144,361</u> (34%)		
森林空間利用 タイプ	略		
快適環境形成 タイプ	略		
水源涵養 タイプ	略		
該当外	略		
国有林野面積計	略		

【現行計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

ア 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
材 積	430,036 〔 239,000 〕	1,090,929 (19,981)	1,520,965 〔 239,000 〕

注1) 〔 〕は、臨時伐採量であり、内数である。

2) ()は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
面 積	2,709	13	2,722

【変更計画】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

ア 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
材 積	<u>430,176</u>	<u>1,091,016</u>	<u>1,521,192</u>
	[239,000]	(19,981)	[239,000]

注1) [] は、臨時伐採量であり、内数である。

2) () は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
面 積	2,709	<u>14</u>	<u>2,723</u>

【現行計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び野生鳥獣害等による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

【変更計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害及び野生鳥獣害等による被害について、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等とも連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

特に、ナラ枯れ被害については、渡島檜山森林計画区において北海道内で初めて確認され、拡大しているところである。そのため、本計画区においては、ナラ枯れ被害が今後発見された場合は、関係機関が連携して被害木を早期発見するために巡視活動を行うよう取り組むこととする。

さらに、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとする。